「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとすることとした。（第二条関係）

3　差押禁止等

㈠　自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすることとした。（第三条第一項関係）

㈡　自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないものとすることとした。（第三条第二項関係）

4　施行期日等

㈠　この法律は、令和三年一月一日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用するものとすることとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、公布の日から施行するものとすることとした。

◇航空法等の一部を改正する法律（法律第六五号）

（国土交通省）

一　航空法の一部改正関係

1　国土交通大臣による航空運送事業基盤強化方針の策定等

㈠　国土交通大臣は、世界的規模の感染症の流行その他の本邦航空運送事業者を取り巻く環境の著しい変化により、本邦航空運送事業者が経営する航空運送事業に甚大な影響が生じ、我が国の国際航空輸送網及び国内航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる事態（以下「甚大影響事態」という。）が発生した場合においては、利用者の利便に対する重大な影響を回避するとともに、安全かつ安定的な輸送を確保するため、当該甚大影響事態に対処するための航空運送事業の基盤強化に関する方針（以下「航空運送事業基盤強化方針」という。）を定めなければならないこととした。（第一一一条の七関係）

㈡　定期航空旅客運送事業者（本邦航空運送事業者であって、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客の運送を行う航空運送事業を経営するものをいう。以下同じ。）は、航空運送事業基盤強化方針が定められたときは、当該航空運送事業基盤強化方針を踏まえ、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化に関する計画（以下「航空運送事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第一一一条の八第一項及び第二項関係）

㈢　国土交通大臣は、㈡の届出があった航空運送事業基盤強化計画が航空運送事業基盤強化方針に適合していないと認めるときは、当該定期航空旅客運送事業者に対し、これを変更すべきことを求めることができることとした。（第一一一条の八第三項関係）

㈣　定期航空旅客運送事業者は、㈡の届出をしたときは、定期的に、当該届出に係る航空運送事業基盤強化計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならないこととした。（第一一一条の九第一項関係）

㈤　国土交通大臣は、㈣の報告を受けた場合において、航空運送事業基盤強化方針に照らして必要があると認めるときは、定期航空旅客運送事業者に対し、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な助言又は勧告をすることができることとした。（第一一一条の九第二項関係）

㈥　定期航空旅客運送事業者が、㈡の届出をしたときは、航空運送事業基盤強化計画の記載事項のうち、第一〇七条の二第二項並びに第一〇九条第三項及び第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなすこととした。（第一一一条の一〇関係）

㈦　国土交通大臣は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、令和四年三月三一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金の軽減又は免除（以下「令和三年度の料金減免」という。）を行う場合において、当該影響が甚大影響事態として認められ、同日までに航空運送事業基盤強化方針を定めるときは、当該方針において次の事項を定めることとした。（附則第五条第一項関係）

(1)　令和三年度の料金減免の内容に関する事項

(2)　令和三年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項

㈧　㈦の場合においては、航空運送事業基盤強化計画に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項についても記載することとした。（附則第五条第二項関係）

2　旅客等に対する保安検査の受検の義務付け等に係る制度の創設

㈠　国土交通大臣は、航空機の強取、航空機若しくは空港等の破壊その他の航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為（以下「危害行為」という。）の防止に関する施策の基本となるべき方針（以下「危害行為防止基本方針」という。）を策定することとした。（第一三一条の二の二関係）

㈡　空港等の設置者等は、危害行為防止基本方針に基づき、危害行為を防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一三一条の二の三第一項関係）

㈢　空港等の設置者等の職員（空港等の設置者その他国土交通省令で定める者が国土交通省令で定めるところにより指定した職員であって、危害行為の防止に関連する職務に従事する者に限る。以下同じ。）は、㈡の措置を適確に実施するため必要があると認めるときは、旅客その他の者に対し、当該措置の実施のために必要な行為をすること又は当該措置の実施を妨げる行為をしないことを指示することができることとし、旅客その他の者は、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならないこととした。（第一三一条の二の三第二項及び第四項関係）

㈣　空港等の設置者等の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、旅客その他の者の請求があったときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならないこととした。（第一三一条の二の三第三項関係）

㈤　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針に照らして、危害行為の防止に関する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、空港等の設置者等に対し、危害行為の防止に関する措置の実施について必要な指導及び助言をすることができることとした。（第一三一条の二の四関係）

㈥　空港等の設置者は、航空機の強取、破壊その他の航空機を利用した犯罪行為及び航空機の正常な運航を妨げる行為（以下「航空機強取行為等」という。）の防止を図るため、当該空港等の区域のうち、危険物等の所持を制限する必要があるものを、国土交通大臣に協議の上、危険物等所持制限区域として指定することができることとし、この場合において、空港等の設置者は、併せて当該区域の管理者（以下「危険物等所持制限区域の管理者」という。）を指定することとした。（第一三一条の二の五第一項及び第二項関係）

㈦　何人も、航空機強取行為等の防止のために危険物等所持制限区域内及び航空機内への持込みを制限することが必要な物件として国土交通省令で定める物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入ってはならないこととした。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が危険物等所持制限区域内に立ち入る場合は、この限りでないこととした。（第一三一条の二の五第四項関係）